

横浜港におけるヒアリの確認について
(平成 29 年 10 月 6 日続報)

横浜港大黒ふ頭コンテナターミナル内において発見されたアリが、専門家による種の同定の結果、10月15日に特定外来生物であるヒアリと確認されました。

環境省が国土交通省及び本市と協力して実施した68港湾調査で発見された3個体と、横浜市が継続調査していたトラップに捕獲された2個体です。

ヒアリは5個体とも働きアリで、発見時には既に死亡していました。

引き続き、調査を続けるとともに、今回ヒアリが確認された場所周辺の調査と防除の対策を行います。

1 経緯

(1) 68港湾調査(10月13日環境省報道発表以後)

10月13日 環境省が10月5日及び13日に回収したトラップを確認。トラップから、ヒアリ・アカカミアリは確認されなかった。

大黒ふ頭コンテナターミナルの目視調査で発見したアリの死骸(約20個体。10月5日トラップ回収時に採取)のうち、疑いのあるアリ3個体のサンプルを、環境省が専門家へ送付

10月15日 専門家が10月5日に発見された3個体のサンプルがヒアリであることを確認

(2) 本市継続調査(10月6日日本市発表以後)

10月2日～10月11日 トラップによる継続調査(4回目)

10月13日 横浜市環境科学研究所がトラップを確認。疑いのあるアリ2個体を発見
疑いのあるアリ発見を受け、大黒ふ頭コンテナターミナルの調査地点において、殺虫液散布。トラップ及びベイト剤は継続設置
横浜市が環境省に当該アリのサンプルを持ち込み
環境省がサンプルを専門家へ送付

10月15日 専門家が10月13日に発見された2個体のサンプルがヒアリであることを確認

2 対応

- ・大黒ふ頭コンテナターミナルにおいては、10月11日からトラップによる継続調査(5回目)を実施しています。
- ・周辺の施設、港湾関係者に個別に注意喚起を行うとともに、関係機関に情報共有しています。
- ・引き続き、環境省や港湾関係者と連携協力して、今回ヒアリが発見された場所を含め、ヒアリの確認調査を実施します。

3 周辺住民等の皆様へ

(1) 注意点について

- ・ヒアリを刺激すると刺される場合があります。
- ・ヒアリが生息している可能性があるような場所（緑地帯の土や芝生の土等）には安易に手をいれないようにしてください。
- ・ヒアリと疑われるような個体や巣を見つけた際は、刺激（アリを踏もうとしたり、巣を壊したり等）しないでください。

(2) 刺されたときの対応について

- ・まずは安静（20～30分程度）にし、容体が急激に変化することがあれば、最寄りの病院を受診してください。
- ・受診の際は、「アリに刺されたこと」「アナフィラキシー（重度のアレルギー反応であること）の可能性のあること」を伝えてください。

(図) 今回ヒアリが発見された場所 環境省報道発表資料より

地理院地図



(写真) 今回確認されたヒアリ（横浜市環境科学研究所撮影）



継続調査(4回目)

お問合せ先

(ヒアリ等の駆除に関する事) 環境創造局政策課環境プロモーション担当課長 小川 久美子 Tel 045-671-3830
(ヒアリ等の簡易判断に関する事) 環境創造局環境科学研究所長 武田 正善 Tel 045-453-2550
(港湾の管理に関する事) 港湾局管財第一課長 石黒 茂光 Tel 045-671-7179
(ヒアリ等対策の総合調整) 総務局危機管理課長 湊 卓史 Tel 045-671-2062

※写真のデータが必要な場合は、環境創造局政策課 ks-tayou@city.yokohama.jp にメールをいただければ、ご返信にてデータをお送りします。（メール送信後、上記お問合せ先にお電話ください。）